

# 震災時における児童生徒の安全確保等の指針（概要版）

さいたま市教育委員会

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会

## 1 指針づくりまでの経緯について

これまで

さいたま市地域防災計画、学校保健安全法、消防法、学習指導要領



各学校で防災計画を作成

市地域防災計画【児童生徒の安全確保に関わる内容】

「校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。また、安全を確認した後、保護者への引渡しを実施する。」（「さいたま市地域防災計画」P377）

平成23年

各学校で児童生徒への対応が分かれた。

3月11日

・引渡し      ・一斉下校

4月～7月

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会開催

8月5日

「震災時における児童生徒の安全確保等の暫定指針」策定



各学校において防災計画の見直し

平成24年

東日本大震災における児童生徒の安全確保等検証委員会開催

5月

市地域防災計画（改定）【児童生徒の安全確保に関わる内容】

・・・速やかに避難させる。また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。」（「さいたま市地域防災計画」P166）

6月4日

「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」策定

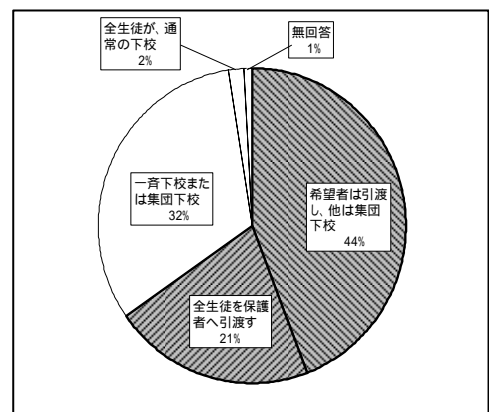
## 2 保護者への引渡し基準の明確化

さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、市立小・中・高等・特別支援学校・付属幼稚園ともに、保護者等への引渡しを行う。ただし、中・高等学校では、保護者から事前に、引渡しにするか、集団下校させるかの希望を聞いて対応する。

- ・集団下校を希望していても、交通遮断や地域の被害状況等によっては、校長の判断で集団下校をさせないことができる。
- ・集団下校においては、教職員が引率する。生徒の自宅が甚大な被害を受けている場合などには、張り紙等をして、再び学校で保護する。
- ・事故や防犯上の理由から、保護者や「引渡しカード」「(仮称)災害時携帯カード」に登録された人が児童生徒を引き取ることができる。

### 〔中学校を選択制にした背景〕

中学校の保護者を対象とするアンケート(市内4校を抽出し、1007名が回答)において、「今回のような地震の規模において、保護者等が帰宅困難になった時に、中学校では、安全確認後、どのような下校方法が適切と思われますか。」の問いに対して、「希望者は引き渡し、他は集団下校」の回答が最も多い結果(44%)となった。これは、中学生は小学生に比べ、防災意識が高いこと、適切に判断し自ら行動できることによるものと推察できる。



中学校(市内4校抽出)保護者アンケート結果

## 3 指針に加えたその他の主な内容

さいたま市立学校における防災計画には、地震発生時における、想定場面ごとの「行動マニュアル」を加える。

- ・行動マニュアルを作成する想定場面について、次の4点とする。
  - ア 授業中
  - イ 放課後・登下校時・通学路上
  - ウ 校外学習・遠足・修学旅行
  - エ 休日・夜間などの勤務時間外

学校においては、学区内を中心に、「学校防災安全マップ」を作成する。

(学校防災安全マップに取り入れる視点)

- ・避難場所、公園、広場、大きな駐車場【避難できる場所】
- ・警察、消防署、総合病院、コンビニエンスストアなど【大人の助けを得られる場所】
- ・避難場所、公民館、AED設置場所【大人の助けをすることができる場所】
- ・避難や登下校の際にある高い建物やブロック塀等【震災時に危険が予想される場所】

学校においては、緊急地震速報を活用した避難訓練や引渡し訓練を実施する。

さいたま市域内のどこか1箇所でも「震度5弱以上」の地震の際、教職員は、学校に参集する。また、児童生徒の安否を確認の上、教育委員会へ報告する。

学校に関する情報について「さいたま市学校安心メール」等、様々な手段を活用して保護者に伝達する。